

鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

次のように改める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険税条例（昭和 30 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿沼市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。